

定款変更(案)について

◆変更理由

役員登記の際、会長を互選した理事会の議事録を法務局に提出している。毎回議事録の記名押印者について指摘を受けていたものの、これまでは時間をかけて受理してもらっていた。しかしながら、法務局の対応が年々厳しくなっているため、定款の議事録記名押印者を法人法の規定ぶりに合わせてほしいと司法書士事務所から要請された。

◆法務局の指摘

理事会議事録の記名押印者は、

法人法の規定では、出席した理事（定款で定めている場合は出席した代表理事のみ）及び監事（注1）
 本会の現行定款の規定では、議長，出席した理事のうち1名及び監事

本会としては：議長＝会長(注2)＝代表理事(注3)であるから

➡法人法のカッコ書きが適用できる

法務局の指摘：会長を互選した理事会では、「議長＝前半は庶務理事で後半は新会長」であるから

➡法人法のカッコ書きの適用に疑義➡出席した理事全員の記名押印が必要

◆変更案

現行定款	変更案
<p>——— 中 略 ———</p> <p>(議事録)</p> <p>第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 <u>議長</u>、出席した理事のうち1名及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>——— 中 略 ———</p> <p>[変更履歴]</p> <p>平成25年2月27日 第64回通常総会 第13条 総会の開催期日を3ヶ月以内に変更。</p>	<p>——— 中 略 ———</p> <p>(議事録)</p> <p>第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 <u>出席した代表理事</u>、理事のうち1名及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>——— 中 略 ———</p> <p>[変更履歴]</p> <p>平成25年2月27日 第64回通常総会 第13条 総会の開催期日を3ヶ月以内に変更。 令和5年2月28日 第74回通常総会 <u>第36条 議長を出席した代表理事に変更。</u></p>

(注1) 法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）・第95条第3項

理事会の議事については法令の定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款に議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(注2) 本会定款・第34条

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(注3) 本会定款・第22条第3項

前項の会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。